

士幌町生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化と有効利用及び環境汚染を防止するため、各世帯が生ごみ処理容器等を設置する際、この購入に要する経費に対して町が、助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象及び基準)

第2条 助成金の交付を受けることができるのは、一世帯（二世帯以上が同居している場合は、これを一世帯とみなす。）ごとに次の各号の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 町内に居住していること。ただし、事業所は除く。
- (2) 町内の販売店から容器等を購入する者。
- (3) 助成金の交付対象となる容器等の種類は、コンポスト、EMバケツ、生ごみ乾燥処理機とする。
- (4) 購入した容器等を、常に良好な状態で維持管理できること。

2 1申請の単位は、コンポスト1個、EMバケツ2個、生ごみ乾燥処理機1台とする。

3 この要綱に定める助成金の交付を受けてから5年を経過するまでの間に、一世帯につき次の各号に定める申請を限度とし助成する。

- (1) コンポスト及びEMバケツ あわせて2申請まで
- (2) 生ごみ乾燥処理機 1申請まで

(助成金額)

第3条 交付する助成金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) コンポスト及びEMバケツは1申請につき3,500円を限度とする。ただし、購入価格が3,500円未満のものにあつては購入価格とする。
- (2) 生ごみ乾燥処理機は1申請につき購入価格の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器等購入費助成金交付申請書（様式第1号）に生ごみ処理容器等購入代金の領収書を添えて町長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条による申請を受けたときは、審査のうえ速やかに生ごみ処理容器等購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付するものとする。

(返還)

第6条 町長は偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。